

野生鳥獣による人身被害見舞金給付事業について

令和7年4月1日
秋田県自然保護課

1 概要

本県では、野生鳥獣(ツキノワグマ及びイノシシ)による人身被害に遭われた県民に対し、見舞金を給付しています。

2 給付金額

- (1) 人身被害 1件につき 10万円
- (2) 重度被害 1件につき 20万円
- (3) 死亡 1件につき 30万円

※ 人身被害(治療期間が30日以上のもの)1件につき、最大で30万円を給付します。

※ 重度被害は、一眼を失明するなど日常生活に著しい制限を受けるもの(労働者災害補償保険法施行規則 障害等級表1級～8級に該当するもの)をいいます。

※ 死亡は、人身被害にあった日から90日以内に死亡したものをいいます。

3 給付の流れ

- ① 県による事故内容の確認、審査
- ② 給付対象となった方への申請案内
- ③ 申請内容の審査
- ④ 見舞金の給付

※ 見舞金給付申請書は、個別に確認のうえお渡しします。

※ 県が人身被害の状況等を確認し、被害にあった方(又はその親族の方)から聞き取りを行った上で、必要な手続きを行っていただく予定です。なお、県の確認により給付対象外となった場合、見舞金給付の申請案内はありません。

※ 業務の状況により連絡が遅くなる場合があります。

4 給付要件

本事業では、次の①～⑥の要件すべてを満たす場合に給付対象とします。

- ① 被害を受けた方が秋田県民であること
- ② 秋田県内で発生した事故であること
- ③ 令和6年4月以降のクマによる事故、又は令和7年4月以降のイノシシによる事故であること
- ④ 事故のあった場所が森林地域外(市町村等が指定する立入禁止区域を除く。)であること

県の森林地域外(市街地や農地等)で起きた次のような事故を想定しています。

(1)通学、通院、買い物等の日常生活中にクマ又はイノシシの被害にあった場合

(2)散歩、運動等の余暇活動中にクマ又はイノシシの被害にあった場合

(3)農作業中にクマ又はイノシシの被害にあった場合

⑤ クマ又はイノシシによる突発的で予知できない直接的な打撃や、かみつきの事故(30日以上の治療を要するもの)であること

⑥ 県がクマ又はイノシシによる事故であることを確認していること(※)

※ 市町村や警察、消防などからの情報に基づいて、県がクマ又はイノシシによる人身被害であることを確認しているものをいいます。

5 お問い合わせ先

秋田県自然保護課鳥獣保護管理チーム

電話 018-860-1613

メール shizenhogoka@pref.akita.lg.jp